

岐阜県公報

目次

告 示

- 道路の区域変更 (道路維持課) 一三五
- 道路の供用開始 (同) 一三六
- 都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道) (下水道課) 一三六
- 公 示 (商業・金融課) 一三七
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (用地課) 一三九
- 公共測量の終了

告 示

岐阜県告示第百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年三月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

第 三 千 三 十 号
平成三十一年三月十二日

(火曜日)

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備 考
県道	春 日 線 揖 斐 川 線	揖斐郡揖斐川町春日美束内字井庄度三三番二地先	A	三三・一	二五〇・二	A及びBに係る図面表示の敷地面積を分ける
		同 郡 同 町 同 地 先	B	四三・四	一六七・五	
同 郡 同 町 同 地 先	同 郡 同 町 同 地 先	揖斐郡揖斐川町春日美束内字井庄度三三番二地先	A	六五・一	二五〇・二	同 郡 同 町 同 地 先
		同 郡 同 町 同 地 先	B	四三・四	一六七・五	
同 郡 同 町 同 地 先	同 郡 同 町 同 地 先	揖斐郡揖斐川町春日美束内字井庄度三三番二地先	A	六五・一	二五〇・二	同 郡 同 町 同 地 先
		同 郡 同 町 同 地 先	B	四三・四	一六七・五	

同郡同町同
字同 三番二地先
ま

岐阜県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供
用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年三月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維
持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	大岐野卓線	岐阜市大字正木字貴船二一七六番一地从先から	三九〇	平成三〇・三・三三	平成二七・九・八
		同 市大字同 字同 一一七五番一地从先まで			
同 郡同 町同 字同	同 郡同 町同 字同	岐阜市大字正木字貴船二一八二番七地从先から	四〇〇	平成三〇・三・三三	平成二七・九・八
		同 市大字同 字同 一一八四番四地从先まで			

岐阜県告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供
用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年三月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維

持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	垂川井合線	揖斐郡揖斐川町春日川合字築之越二一八二番地先から 同 郡同 町同 字同 二一八八番地先まで	三六八	平成三〇・三・三三	平成三〇・三・三三

岐阜県告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により美濃加茂都市
計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十
二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十一年三月十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称
富加町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
美濃加茂都市計画下水道事業 富加町特定環境保全公共下水道
- 三 事業施行期間
平成元年十二月十二日から
平成三十七年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により養老都市計画
下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条
第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十一年三月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

養老町

二 都市計画事業の種類及び名称

養老都市計画下水道事業 養老町公共下水道

三 事業施行期間

平成五年十二月二十一日から
平成三十八年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により美濃都市計画
下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条
第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十一年三月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

美濃市

二 都市計画事業の種類及び名称

美濃都市計画下水道事業 美濃市公共下水道

三 事業施行期間

平成三年十二月十三日から
平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模
小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五
条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十一年三月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・
金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意
見書を提出することができる。

平成三十一年三月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成三十一年三月四日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社コスモス薬品

三 建物の名称及び所在地

ドラッグコスモス藪田西店

岐阜市藪田西一丁目七番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ドラッグコスモス敷田西店

(変更後) ドラッグコスモス敷田西店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十一年三月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成三十一年三月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成三十一年三月四日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社コスモス薬品

三 建物の名称及び所在地

ドラッグコスモス又丸店

岐阜市又丸一九番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ドラッグコスモス又丸店

(変更後) ドラッグコスモス又丸店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十一年三月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成三十一年三月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成三十一年三月四日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社コスモス薬品

三 建物の名称及び所在地

ドラッグコスモス穂積店

瑞穂市別府字井場二ノ町一五三七番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ドラッグコスモス穂積店

(変更後) ドラッグコスモス穂積店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり

公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十

四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量(基準点測量)

三 作業期間

平成三十年十月四日から

平成三十一年二月二十六日まで

四 作業地域

中津川市

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり
公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十
四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量(道路台帳附图 作成)

三 作業期間

平成三十年十月四日から

平成三十一年二月二十六日まで

四 作業地域

中津川市

平成三十一年三月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社